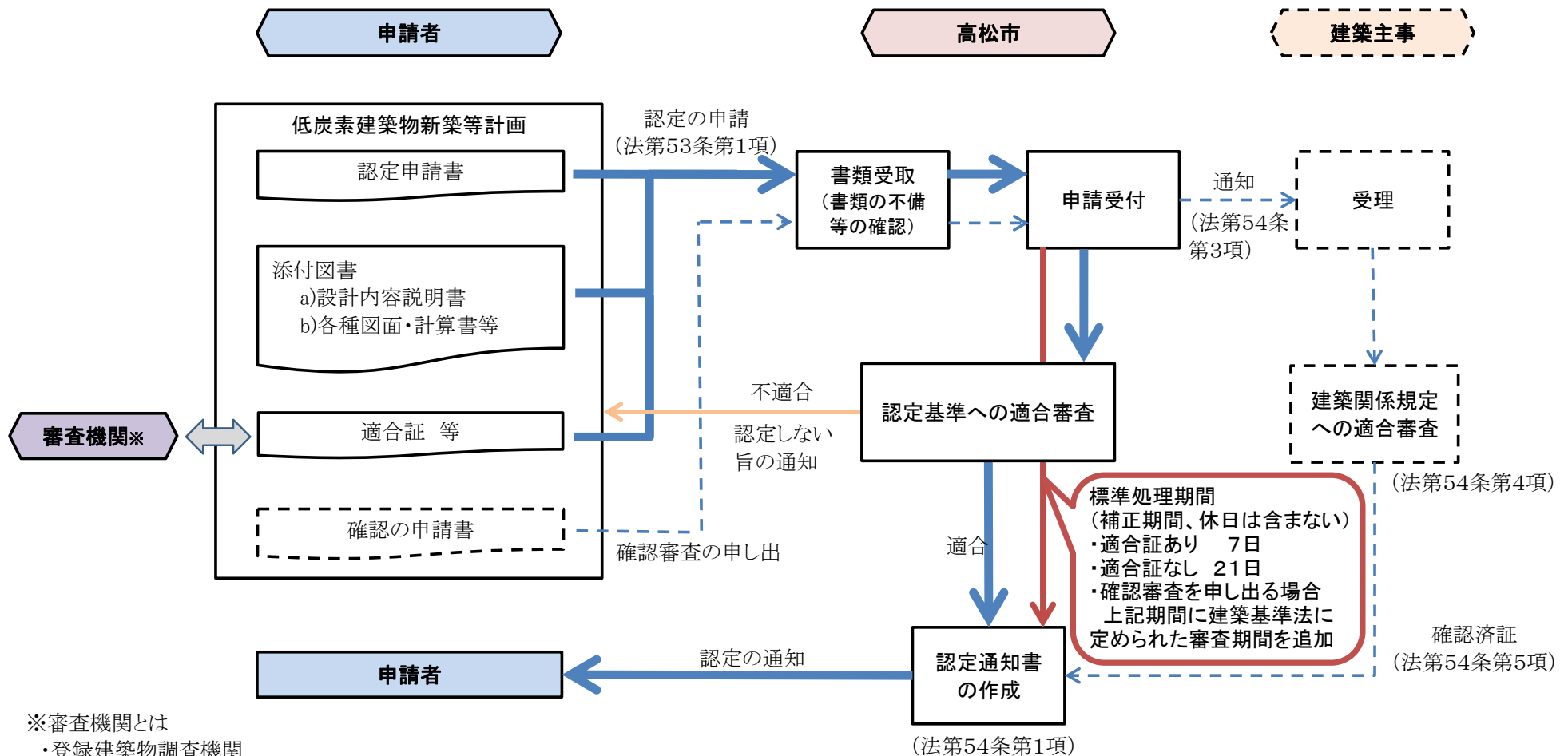


手続きの流れ



※審査機関とは
 ・登録建築物調査機関
 ・登録住宅性能評価機関(低炭素建築物新築等計画に
 共用部分または住宅以外の部分を含む場合は、指定確認検査機関であるものに限る。)

・点線は建築確認を同時に
 申請する場合のフローを示しています。